大阪市高速電気軌道株式会社　定款

制定　2017年５月18日
改正　2017年９月20日
改正　2018年４月１日
改正　2020年６月24日
改正　2024年６月28日

第１章　総　則

（商号）
第１条　当会社は、大阪市高速電気軌道株式会社と称し、英文では Osaka Metro Co., Ltd.とする。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）　軌道法及び鉄道事業法に基づく運輸業
（２）　旅客自動車運送事業
（３）　鉄軌道施設の建設及び改良
（４）　鉄軌道施設、建物等の清掃及び保守管理
（５）　情報処理及び情報提供サービス業
（６）　旅行業
（７）　広告業
（８）　動産及び不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
（９）　光ファイバーケーブルの賃貸
(10)　飲食店、ホテル及びレジャー施設の経営
(11)　食料品、飲料水、酒類、がん具、書籍、衣料品、日用品雑貨等の販売
(12)　保育所、託児所及び高齢者福祉施設の経営
(13)　前払式支払手段の発行、販売ならびにその代行業務
(14)　不動産信託受益権の売買及び保有をその目的とする出資持分、特定持分等の取得、保有及び処分
(15)　その他前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、10,000,000 株とする。

（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（相続その他の一般承継人に対する売渡請求）
第８条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）
第９条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（基準日）
第10条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（株主総会の権限）

第11条　株主総会は、会社法に規定する事項及び本定款で定めた事項に限り決議することができる。

（招集）

第12条　定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

２　各株主に対する株主総会の招集通知は、株主総会の日の１週間前までに発するものとする。

（招集権者及び議長）

第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

２　代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第14条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第16条　株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第17条　当会社の取締役は、３名以上とする。

（取締役の選任）
第18条　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
２　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の解任）
第19条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

（取締役の任期）
第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
３　増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第21条　取締役会決議により代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長１名、取締役副社長１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集通知）
第22条　招集通知は取締役会の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

（報酬等）
第23条　取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の決議の方法）
第24条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数に当たる取締役が出席し、その過半数をもってこれを決するものとする。

（取締役会の決議の省略）
第25条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役の責任免除）
第26条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の責任を法令で定める額を限度として限定する契約を締結することができる。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第27条　当会社の監査役は、３名以上とする。
２　監査役のうち、半数以上は社外監査役でなければならない。
３　監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。

（監査役の選任）
第28条　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の解任）
第29条　監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

（監査役の任期）
第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会の招集通知）
第31条　招集通知は監査役会の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

（報酬等）
第32条　監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会の決議の方法）
第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決するものとする。

（監査役の責任免除）

第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の責任を法令で定める額を限度として限定する契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）
第35条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第36条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において会計監査人につき別段の決議がされなかった場合、当該会計監査人は当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第37条　会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査役会の同意に基づき、代表取締役がこれを定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第38条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当）

第39条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

２　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める中間配当を行うことができる。

（配当の除斥期間）

第40条　剰余金の配当又は中間配当が、その支払開始の日から３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

第８章　附　則

（設立に際して出資される財産の最低額）

第41条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金１億7,500万円とする。

（成立後の資本金及び資本準備金）

第42条　当会社の成立後の資本金の額は金87,500,000円とし、資本準備金の額は金87,500,000円とする。

（最初の事業年度）

第43条　当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成30年３月31日までとする。

（発起人の名称及び住所、割当を受ける設立時発行株式の数等）

第44条　発起人の名称及び住所、発起人が割当を受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

大阪市北区中之島１丁目３番20号
大阪市
普通株式　3,500株　金１億7,500万円

（定款に定めのない事項）

第45条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。